

平成 28 年第 1 回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成 28 年 1 月 25 日 (月) 13 時 30 分開会
15 時 12 分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3 階 大会議室 A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 藤井 千代美

■ 欠席委員

別府 竜人

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育総務課長	長山 君代	学校教育課長	中原 英樹
社会教育課長	満石 知	市民スポーツ課長	今村 将吾
学校給食センター所長	下吉 龍一	指宿商業高校事務長	今福 重孝
教育総務課参事	鶴窪 昭一	社会教育課参事	福ヶ迫 忠
教育総務課主幹兼係長	有馬 芳文		

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・ 日程第 1 議案第 1 号 指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について
 - ・ 日程第 2 議案第 2 号 指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の一部改正について
 - ・ 日程第 3 議案第 3 号 指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について
 - ・ 日程第 4 議案第 4 号 指宿市立学校管理規則の一部改正について
 - ・ 日程第 5 議案第 5 号 指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について
 - ・ 日程第 6 議案第 6 号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部改正について
 - ・ 日程第 7 議案第 7 号 指宿市教育振興基本計画（後期計画）策定について
 - ・ 日程第 8 議案第 8 号 指宿市教育委員会特定事業主行動計画＜第 3 期＞の策定について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成 28 年 第 1 回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、別府委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

前回の会議録の承認についてお諮りいたします。委員の皆様方にお目通しいただいたと思いますが、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

会議録については、その通り承認することと致します。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名でございますが、西職務代行者にお願いします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告をします。

別紙で資料をお届けしてございます。

1 番目ですが、1 月 4 日に市民会館で成人式を実施いたしました。対象者が 480 名でした。出席者は 324 名で出席率 67.5%。例年、こういう参加になるようでございます。一般の方々、来賓者も含めて 248 名で、大変たくさんの方々がおいでいただいて、新成人を祝っていただいたと思っております。特に毎年、特色があると思うのですが、実行委員会の取組が素晴らしかったと感じましたし、ジュニアリーダーのボランティアの皆さん方も色々動いていただいて、活動が定着していると思いました。

それから、3 番目の第 35 回いぶすき菜の花マラソン大会。恒例になっておりますが、1 月 10 日でした。この中で、私もこれまで気が付いていなかったのですが、教頭会の方で教頭先生方が、朝早くから体育館の方で受付業務を担当していただいて、お世話をいただきました。また、校長会の方はふかし芋の袋詰めということで、大変忙しそうに蒸し上がるのを待って、一生懸命詰めておられました。学校の管理職の皆さん方が、裏方さんとして活躍していただいていることに感謝をしたところでございました。

4 番目ですが、鹿児島学習定着度調査が今年も 1 月 13 日から 15 日にかけて実施され、それぞれの学校で採点等をし、分析がこれからされていくことになろうかと思えます。

5 番目ですが、南薩地区の教育長会で 1 月 13 日から 15 日まで、県外研修・視察を行いました。南さつま、南九州、指宿、3 市の教育長で文科省に最初行きました。ここではコミュニテ

ィ・スクールを核とした学校づくり。また、先生方の定数に関わる説明を受けて研修したところです。コミュニティ・スクールにつきましては今後、本市でも取り組んでいきたいと思っておりますので、大変参考になる研修ができたと思っております。

次に、東京都品川区の教育委員会を訪問しました。ここでは品川の教育改革ということで、全国に先駆けて小中一貫校の取組をしている教育委員会でした。一体型、併設型とか色々取り組んでおられました。

東京学芸大学につきましては、大学という所でございますので先進的な取組。大学でもアクティブ・ラーニングという授業の形態、進め方をしておられるというのは、やはり興味があったところです。小中学生の体験的、主体的な学びを取り入れた授業を展開していただいておりますけれども、高校や大学でもそういうのがなされているということで、今後さらにその手法を取り入れていかないといけないと思っております。

6 番目ですが、鹿児島をまるごと味わう学校給食週間。1月18日から24日まで、全県的に学校給食週間ということで取組がなされているところです。新聞記事等でも紹介されましたけれども、本市では学校給食センターの事業として、市制10周年記念のお祝い給食の会食を柳田小学校で実施しました。10周年ということで10歳、小学校4年生のクラス1組・2組に市長と分かれて会食いたしました。新聞で紹介されましたように、やはり節目の給食ということで、子どもさん達が喜んでおられたところです。

8 番目に、第30回国民文化祭の実行委員会が開催されました。最後の実行委員会で解散総会でした。大きな国民文化祭の取組がそれぞれの発表等について高く評価されて、反省もなされたところです。社会教育課は大変ご苦勞様でした。

一昨日・昨日と行われました菜の花マーチにつきましても、天気の関係もありましたが、子どもさん達が学級単位とかで参加していただいて、盛り上げてくださったのではないかと思います。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

本日の会議の公開についてお諮りいたします。本日の議案は全て公開扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1 議案第1号「指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について」を議題といたします。提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第1 議案第1号 指宿市奨学資金基金条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の2ページをお開きください。

指宿市奨学資金基金条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の同意を求めるものであります。

主な改正の理由は、奨学資金の利用促進を図るため、指宿市奨学資金基金条例等の一部改正と文言の整理をしようとするものであります。

奨学資金基金条例では奨学資金基金の運用から生ずる益金(利息)は、一般会計に計上して、基金設置の目的の経費に充てるとしてありますが、奨学資金条例では基金に繰り入れて奨学資金の原資として運用できるようになっていることから矛盾が生じておりましたので、基金設置の目的の経費ではなく、基金に繰り入れて奨学資金の原資として運用しようとするものであります。

次に、指宿市大重・岩崎奨学資金基金は、岩崎グループから寄贈された元本1千万円については、基金寄贈時の取り決めで元本の取り崩しができないとされているため、条文中その旨を明記しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、5ページをお開きください。

指宿市奨学資金基金条例第4条中、「第1条の基金設置の目的の経費に充てるものとする。」を「当該基金に繰り入れるものとする。」に、6ページの指宿市奨学資金条例第3条中「規定する基金及び益金」を「第1条の規定に基づき設置する基金」に、7ページをお開きください。

指宿市大重・岩崎奨学資金基金条例第4条も指宿市奨学資金基金条例と同様に改めるとともに、第5条中に、「ただし、基金のうち1千万円は、処分することができない。」の但し書きを加えるものであります。

8ページをご覧ください。

指宿市大重・岩崎奨学資金条例第3条中、「大重実造奨学資金基金から生ずる益金及び基金の取り崩し並びに岩崎グループ奨学資金基金から生ずる益金をもって充てる。」を「指宿市大重・岩崎奨学資金基金条例第1条の規定に基づき設置する基金のうち1千万円を除いた額とする。」に改めようとするものであります。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

文言の整理をしたということで、説明を受けまして納得したのですが、8ページの第8条 奨学生は、指宿市大重の現行と改正後の案の文言が同じであります。これは単に書き間違いですか。

(長山課長)

現行の方には、平成 18 年指宿市条例第 78 号と書いてございますが、こちらの方を新しい条例では削除しております。

(西森教育長)

その部分は、括弧書きの部分を削除したということですね。

(長山課長)

はい、削っております。中身につきましては変わっておりません。
関係条例名が最初に出てくるところに記載されております。

(七夕委員)

分かりました。

(西森教育長)

ここの部分は、改正後の 3 条の方に移っています。
他にございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第 1 議案第 1 号については、提案どおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり同意することといたします。
次に、日程第 2 議案第 2 号「指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の一部改正について」を議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第 2 議案第 2 号 指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。
議案資料の 9 ページをお開きください。

指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 4 号の規定に基づき議決を求めるものであります。

主な改正の理由は、平成 26 年 6 月に行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料の 11 ページをお開きください。

指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の題名及び本文中、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。行政

不服審査法では、国・地方公共団体が行う行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きを行う「行政不服審査制度」を定めておりますが、現行では、上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て（不服申立て）」をし、上級行政庁がある場合は「審査請求」を行う手続きとなっており、「異議申立て（不服申立て）」の場合、処分庁から説明を受ける機会が与えられないなど「審査請求」と手続きが異なっていることから、「異議申立て（不服申立て）」をなくし「審査請求」に一元化する改正がなされたものです。

以上で、指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいま説明がございました。国の法律の改正施行に伴いまして文言の訂正、修正が行われているようでございます。このことについて、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 議案第2号については、提案どおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり可決することといたします。

次に、日程第3 議案第3号「指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第3 議案第3号 指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の12ページをお開きください。

指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

改正の理由は、先ほど説明いたしました、日程第2 議案第2号 指宿市教育委員会の権限に属する不利益処分に関する不服申立ての審査に係る事務の委任に関する規則の一部改正と同じで、平成26年6月に行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料の14ページをお開きください。

指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の別表第1中、「不服の申立

て」を「審査請求」に改めるものであります。

行政不服審査法の改正内容については、先ほど説明したとおりです。

以上で、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいま説明がございましたが、新旧対照表の一番下の欄に、訂正の箇所について下線を引いて説明をしているところです。これも文言の訂正ということで提案がなされました。このことについて、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3 議案第3号については、提案どおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり可決することといたします。

次に、日程第4 議案第4号「指宿市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第4 議案第4号指宿市立学校管理規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の15ページをお開きください。

指宿市立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

主な改正理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。」とされていることから、学校運営協議会の設置にあたり指宿市立学校管理規則の一部改正を行うものであります。

学校運営協議会は地域とともにある学校づくりのための有効な機能となっており、主な役割としましては校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること。教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること。などが主な協議会の役割となっております。

学校運営協議会は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みとなっております。

議案資料の新旧対照表の17ページをお開きください。

改正後案の下のほうに下線で記載しておりますが、学校運営協議会として第50条の3とし

て、追加してございます。

第50条の3 第1項が指定する学校の運営について協議する機関として、学校運営協議会を置くことができるとしています。第2項が組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。としております。

以上で指宿市立学校管理規則の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいま説明がございましたが、学校管理規則の中に新たに学校運営協議会を盛り込むという提案でございます。このことについて、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代行者)

学校運営協議会というのは、いわゆるコミュニティ・スクールになってくるところでしょうか。

(中原課長)

同じと考えていただいて構いません。

(西職務代行者)

それを指宿市では、28年の4月から何処かに置くという形になるのですか。

(中原課長)

平成28年の4月から、指宿市内の全小中学校に置く予定でございます。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

それでは、会議を再開いたします。

学校管理規則を改正して、学校運営協議会を置くことができるということで提案がなされましたが、再度ご質疑・ご意見等がありましたらお願いします。

(西職務代行者)

国の方針とかそういうものが、今後は学校運営協議会を置くことができるようにしていきたいと思いますという言葉をもってのことで、文言の整理、新しく指宿市としても学校運営協議会を置くことができますよということにしたいという捉え方として了承しました。

(西森教育長)

他にございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4 議案第4号については、提案どおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり可決することといたします。

次に、日程第5 議案第5号「指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第5 議案第5号指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の18ページをお開きください。

指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び今回議案で提案してございます指宿市立学校管理規則の規定に基づき、指宿市立学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

制定の主体となるものは、先ほども申し上げましたが校長が作成する学校運営の基本方針等を承認すること。学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること。教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること。などが主な内容となっております。

規則の主な内容をご説明いたしますので、資料の19ページをお開きください。

第2条の目的としましては、協議会は、保護者及び地域の住民がその地域の学校の運営に積極的に参画することにより、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、運営に関して協議する機関としています。

学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みとなっており、当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組も充実するとともに、関わる全ての人に様々な魅力が広がっていく制度となっています。

第3条の指定としましては、学校と地域住民等が協働して、創意工夫と特色ある学校づくりを行うことや学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めることに照らし、協議会を設置する学校を指定することができるとしています。

20ページをご覧ください。

第4条の委員としましては、在籍する児童生徒の保護者、学校の所在する校区の住民、校長先生、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員等として定数を10人以内としています。委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、指宿特別職の非常勤職員として任命されることとなります。

これに伴いまして、指宿特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正を行い、学校運営協議会委員を月額2,000円として委員報酬を追加しているところ です。

第5条の任期は、任命日から当該年度の3月31日までとしています。

21ページをお開きください。

第9条の基本的な方針、承認としましては、学校の教育目標及び学校経営方針に関すること。

教育課程の編成に関すること。組織編成に関すること。予算の編成及び執行に関すること。施設及び設備の管理及び整備に関することなどを作成及び承認を得るものとしています。学校運営協議会は、任命された保護者や地域住民の方々が一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組みとなっています。

22ページをご覧ください。

第10条の運営等に関する意見としましては、協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができることや職員の採用その他の任用に関する事項について、校長を通して当該職員の任命権者に対して意見を述べるができるとしています。またこの場合において、職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとしています。「教職員の任用に関する意見」は、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図るという観点から意見を述べるということになります。

23ページをお開きください。

第13条の運営への参加促進、点検及び評価等につきましては、協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。また、学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとし、各年度終了後、速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならないとしています。第16条の協議会の庶務に関しましては、学校において処理するとしています。

以上で指宿市立学校における学校運営協議会に関する規則の制定についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいま説明がございましたが、ご質疑・ご意見等ございませんか。
ここで再度、暫時休憩いたします。

(西森教育長)

それでは、会議を再開いたします。ご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代行者)

第9条第2項の「前項の承認が得られない場合は、校長は、委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間効力を有するものとする。」という文言。校長先生とその委員の間で話し合いがうまくまとまらなかった場合は校長先生の暫定的な措置であるとあるのですが、これは期間が得られるまでと書いてあるのですが、どれくらいの期間が認められるのかどうか。

それと、第15条の「教育委員会は、協議会の運営が著しく適性を欠くことにより、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、指定を取り消すものとする。」とありますが、指定が取り消された場合はどうなるのかということまで教えていただけますか。

(中原課長)

まず、どれぐらいかということですが、最初のところで学校運営方針、学校教育目標とかを述べて、その承認を得るとあります。承認を得られないと、校長としては学校教育目標、運営方針が出せないと学校がうまくスタートできないわけなので、そういう意味では暫定的なその内容を定めてやっていきます。ただ、通常ならば年間5回を計画していますので、3月頃に

それを提案して、4月にその3月の提案の承認、あるいは4月の承認と考えております。そういう意味では3月に仮に承認されなくても、4月の再提案の頃にはと思っておりますが、それでもどうしてもという時には、また近いうちに4ヶ月くらいにもう一回行うなど、年間計画を5回で計画はしていますが、場合によっては前倒しでしたりとか、そういう意味では1ヶ月くらいの形で、ある程度承認を得られることが必要なのではないかと考えています。

後、指定を取り消すというのは、学校運営協議会を設置する所を教育委員会が指定するとなっておりますので、指定を取り消されたということは学校運営協議会を置かないということになります。

(西職務代行者)

取り消すというのは分かるのですが、置かないということは校長先生が自分の方針でやっていただいてけっこうですよという、そういう捉え方でいいのですか。取り消したから、学校が不利益になるとか、そういうことは考えられないですか。

(中原課長)

現在は置いていない。そうなったら今の状態に戻るということなので、特に今の状態が不利益になることはないと思います。ですが、運営協議会を設置すれば、その中で色々なことを協議するわけなので、協議する場がなくなるということにはなります。かといって、学校が指定を取り消されて運営協議会がなくなることについては、そのことで学校が大きな混乱あるいは不利益を被るということではないかと考えております。

(西森教育長)

学校運営協議会を指定する。指定の期間は3年間ですよというのが、第3条の20ページ2行目、第4項に書いてある。3年間で指定して、再指定することができる。そこで運営協議会の在り方とか、運営協議会の委員任命の在り方とか色々検討がなされて、新しい指定になっていくのかなということも考えられますが、取り消しというのは全体的な判断で、経営方針が云々ということだけではなくて、他の面も全て含めての取り消しになっていくでしょうから、そのことだけで取り消しというのは考え難い面があるのかなと思います。

学校の経営方針等についても、初年度はそういう機会がないかもしれませんが、地域の皆様または保護者の皆様として学校評価というのがありますが、そういう学校評価をしていただいて、その反省を校長先生は踏まえて経営方針を立てられるのが通常だと思うのです。2年目以降は、その学校評価等を運営協議会で十分話し合いをして、そしてその運営協議会で、学校評価等で上がってきた課題等も十分審議をしていただいた、そのことを踏まえて校長は学校経営案を作っていくことになると思いますので、始めてみて反対・賛成にはならない。一緒に作っていくという部分もあるのかなと思います。

他にございませんか。

ここで、暫時休憩いたします。

(西森教育長)

それでは、会議を再開いたします。他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5 議案第5号については、提案どおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり可決することといたします。

次に、日程第6 議案第6号「指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部改正について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第6 議案第6号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の24ページをお開きください。

指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程の一部を改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

主な改正理由は、表彰の基準における再度の表彰のための基準年数を設けるものであります。

現在の規定では、第2条第4号で、「過去において同じ活動内容による表彰を受けていないこと。」となっており、第2条第1号から第3号の表彰基準を満たしていても、再度の表彰を受けることができないことから、新市合併後10年が経過し、表彰を受けたものが継続した活動を行い、第2条第1号から第3号までの表彰基準を満たした場合には、再度表彰を受けられるように年数の基準を設けるものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料の26ページをお開きください。

第2条第4号中「過去において」を「過去10年以内において」に改めるものであります。

なお、附則において、この条例の施行日は、平成28年1月25日とし、改正後の規程の適用日は、本年度の表彰から適用するため、平成27年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(西森教育長)

ただいま説明がございましたが、ご質疑・ご意見等ございませんか。

合併があって10年が経過しましたので、旧それぞれの町・市で表彰を受けた方が新たに活動を継続しているのであれば、新しい市として表彰をしていきたいと思います。それも今年度の表彰者から対象にしていきますということで、最後の方に盛られている。

社会教育課長から何か補足、説明はございませんか。

(満石課長)

今回の改正のきっかけになりましたのは、今年度、皆様から承認をいただきました利永の琉球傘踊りが、過去に旧山川町時代、昭和60年に受賞されています。ご存知のように立派な活動をされておりますので、できましたら合併後の規定にあります2度は受彰しないということではなくて、表彰をすることによって奨励をしていこうという主旨でございます。そういう主旨からいたしますと、今回の改正の内容になるのではないかなということ、遡って適用をしようとするところでございます。

(西森教育長)

再度ということにはなりますけども。

(満石課長)

ちなみに南薩4市ございますが、その内の枕崎と南さつま市も同様の規定を設けておりまし

た。それも大体の目安として10年というような規定がございましたので、そのへんを参考にさせていただきまして、10年ということで規定をいたしました。

(西森教育長)

10年以上活動を続けて、実績があるということも参考にはなるのかなと思います。他にございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第6 議案第6号については、提案どおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり可決することといたします。
次に、日程第7 議案第7号「指宿市教育振興基本計画（後期計画）策定について」を議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第7 議案第7号 指宿市教育振興基本計画（後期計画）策定について、提案のご説明を申し上げます。

議案資料の27ページをお開きください。

教育基本法第17条の規定に基づき、指宿市教育振興基本計画（後期計画）を別紙のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定に基づき議決を求めるものであります。

教育基本法第17条では、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」第2項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされております。

指宿市教育振興基本計画（後期計画）（案）については、昨年11月24日に開催された第11回教育委員会定例会終了後、概要についてご説明いたしましたが、今回、正式に議案として上程することから、前回の説明と重複する部分もありますが、その概要についてご説明いたします。

指宿市教育振興基本計画は、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、10年後を見据えた教育の姿を目指し、平成23年度から平成27年度までの前半の5年間に取り組む施策を示した計画として、平成23年2月に策定しました。

今年度は、この計画の最終年度であることから、平成28年度から平成32年度までの後半の5年間の計画である後期計画を策定するものです。

後期計画の策定に当たっては、平成27年4月1日に施行された「新教育委員会制度改革」に

において、市長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定める教育大綱を定めることとされていることから、「指宿市教育大綱」と「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を1冊にまとめた「指宿の教育」として策定しました。

策定した「指宿の教育」の概要について簡単にご説明いたしますので、別紙の「指宿の教育」をご覧ください。

冒頭の「はじめに」と「目次」の後の1ページから6ページまでが教育大綱、7ページから58ページまでが教育振興基本計画（後期計画）、59ページ・60ページが用語解説となっています。

教育大綱では、1ページに教育大綱の体系図を、2ページに8つの施策の重点事項を記載し、3ページから6ページは、今後5年間に取り組む5つの方向性と具体的に取り組む施策と主な取組内容について示しています。

教育振興基本計画（後期計画）の今後5年間に取り組む具体的な施策のうち、いじめや不登校、学力向上、学校再編など、本市の課題である8つの施策について、重点的に取り組む事項としています。

教育振興基本計画については、7ページに「第1章 計画策定の主旨」、8ページから12ページに「第2章 本市の教育の現況」、13ページから14ページに「第3章 目指す教育の姿」、15ページから57ページに「第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策」、58ページに「第5章 施策の計画的推進のために」としてまとめています。

前期計画の「第1章 計画策定の主旨と目指す将来像」を「第1章 計画策定の主旨」、「第3章 目指す教育の姿」に分け、「第3章 今後5年間に計画的に取り組む施策」を「第4章」に、「第4章 施策の計画的推進のために」を「第5章」に変更しています。

内容としては、これまでの国・県の取組や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、平成28年度から平成37年度までの今後10年のまちづくりの進むべき方向性を具体的に示した「第二次指宿市総合振興計画」と平成27年度までの「指宿市教育振興基本計画（前期計画）」の取組の成果と課題を踏まえた計画であり、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき施策について、具体的に示した内容としています。

以上、概要について簡単に説明しましたが、前回説明した第11回教育委員会定例会後の12月10日から1月8日の間、パブリック・コメント制度により市民へ公表し、意見募集を行った結果、1人の方からご意見をいただき、一部計画に反映させております。

いただいた意見に対する教育委員会としての考え方については、別紙の「教育大綱（案）・指宿市教育振興基本計画（後期計画）（案）」に対するご意見等とそれに対する市の考え方」の資料にまとめてあります。

3ページをお開きください。

No.5は、「用語の説明について、複数のページに出てくる用語については、どのページに説明が掲載されているのか判るようすべしである。」とのご意見です。この意見に対して、目次に「用語解説」を追加し、59ページ・60ページに解説が必要な用語をまとめて掲載し、その用語がどのページに出てくるか判るようページ数を記載する修正を行っています。

今後のスケジュールについては、2月1日（月）に第1回総合教育会議を開催し、「教育大綱」を議案として上程したいと考えています。

総合教育会議において、「教育大綱」が了承された場合は、パブリック・コメント制度によりいただいた意見に対する考え方及び最終案を公表するとともに、2月中に印刷・製本を行い、関係機関等に配布する予定としています。

以上で、指宿市教育振興基本計画（後期計画）策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

（西森教育長）

ただいま説明がございましたが、ご質疑・ご意見等ございませんか。

国の基本計画、県の基本計画、それを参酌と言いますか参考にして市の計画ができていますので、2年くらい県の計画からは遅れて作成するようになってきているようです。内容的には県の施策等を踏まえながら、本市の実情に合わせた基本計画になっているのではないかと思います。

5年間の計画ですので、単年度的には毎年作成する、その年度の施策に反映されて具現化していく。学校においても、このことを踏まえて学校の経営方針とか、教育計画を作成していただくようお願いをしていきたいと思っております。

気付かれたこと等ございませんでしょうか。

（西職務代行者）

パブリック・コメントをいただいた対応としては、市の考え方として載せてあるとおりでいいのかなと思っています。

それから、5ページの信頼される学校づくりの推進という所で、安全・安心な学校づくりの中の「老朽化した学校施設の計画的・効率的な整備・修繕」というのと、6の教育環境の整備・充実という中で最初に載っている「学校再編等を視野に入れた学校施設の整備・充実」、こういう言葉を載せていただいたのは非常に良いのではないかと思います。

それから、10ページに特別支援教室についても載せてありますけれども、ちょうど正月にある方と会いまして、教職をしていた方なのですが、特別支援教育などそういう支援を全然受けられない学校だったみたいで、人が足りなかったと。その人に対してすごいプレッシャーがきて、本人は体を悪くしたので教職を辞めましたということをおっしゃっていたのです。

だから、地域によってそういう支援を受けられる、どれだけ配置してくれるのかということは、その子どもに対しても、職員に対しても負担が掛からないような状況にさせていただくのは、非常に大切なことではないかなと改めて正月に思うことでしたので、こういう形で載せていただいて、加配と言いますか市自体で雇っていただき、そういう対応をしていただけるとするのは非常に有難いことだなと思っていますところですよ。

後、6ページのスポーツ推進計画に対しては、前に貰ったものと書き方・配置の仕方を変えただけですか。

（今村課長）

配置を少し変えただけで、中身は変わっていません。

（西職務代行者）

そうですね。中身は見た状況では変わってないのかなと思いましたが。

（西森教育長）

特別支援教育につきましても、今日的な大きな課題でございますので、やはり重点的に取り組んでいかないといけないことだと思いますが、この特別支援教育の指導員等については市の単独事業ということで、予算との絡みもありますけれども、これから大事にしていく分野だと思います。

前期の計画を反省しながら、現状と課題を把握し、これからの方向性を示す。そういう面では担当のところ、または関係課のところで大変ご苦勞をいただきました。教育委員会としまし

でも、新しい指宿の教育という冊子にまとめ上げましたので、これを指宿の教育改革の基盤として、今後取り組んでいかないといけないのかなと思っていますところ。

内容等もたくさんございますが、担当されました有馬主幹から特に何かございませんか。

(有馬主幹)

前回の定例教育委員会の中で概要について説明して、その後に中身の変更については若干の文言の整理とか、各課において文言の追加等があったりしていますが、大きく具体的な施策が変わるといった変更はございません。また、順番や具体的な施策の中の主な取組であるとかいうのは、教育大綱の3ページ以降に重要度が高いのを載せるようにしていますので、そういう形で教育振興計画の主な取組の中でも順番を入れ替えたりはしています。

今後はまた、今28年度の教育行政の重点施策を各課に作ってもらっていますが、28年度から32年度までの各年度の重点施策の中に、この計画を盛り込んでいって、実現に向けて取り組んでいくという形にしております。

(西森教育長)

5年間に取り組む施策と方向性等が示されましたので、早速28年度の施策の中に関係課で盛り込んで、取り組んでいくこととなります。

委員の皆さんから他にありませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7 議案第7号については、提案どおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり可決することといたします。

次に、日程第8 議案第8号「指宿市教育委員会特定事業主行動計画〈第3期〉の策定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(長山課長)

日程第8 議案第8号 指宿市教育委員会特定事業主行動計画〈第3期〉の策定について、提案の説明を申し上げます。

議案資料の28ページをお開きください。

指宿市教育委員会特定事業主行動計画〈第3期〉を別紙のとおり策定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第19号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めらるるものであります。

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

この法律において、国及び地方公共団体の機関は、「特定事業主行動計画」を策定することとされています(次世代育成支援対策推進法第19条)。

指宿市教育委員会では、平成17年4月1日から平成23年3月31日までを第1期、平成23

年4月1日から平成27年3月31日までを第2期として指宿市教育委員会特定事業主行動計画を策定し、計画の推進に取り組んできました。今回は、第3期として平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の指宿市教育委員会特定事業主行動計画を策定するものであります。

主な内容といたしましては、母性保護及び母性健康管理などを適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、休暇等について周知したり、休暇の取りやすい環境の整備を推進したりすることなどであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ご質疑・ご意見はございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第8 議案第8号については、提案どおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、提案どおり承認することといたします。

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日の議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

9 閉会の宣告

(西森教育長)

以上で、平成28年 第1回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。